

マニユエル・ヴァルス・フランス共和国首相の来日の際に  
安倍晋三日本国内閣総理大臣との間で日仏両首相により採択された  
アフリカにおける持続可能な開発、保健及び安全のための  
日仏計画

2015年10月5日、東京にて

マニユエル・ヴァルス・フランス共和国首相は、2015年10月3日から5日までの間、日本を訪問し、安倍晋三日本国内閣総理大臣と会談を行った。

この訪問は、2013年6月のフランス共和国大統領の国賓訪日及び2014年5月の日本国内閣総理大臣のフランス公式訪問に続くものであり、2013年6月に両国間で確認された特別なパートナーシップを改めて確認するものである。

この一環として、日本及びフランスは、アフリカにおける持続可能な開発、保健及び安全のための計画を採択した。本計画は、相互補完的な二つの重要課題、すなわち、2015年以降の文脈における大陸規模での持続的成長の実現及び安全かつ平和で安定した環境の構築に呼応するものである。2013年6月の首脳会談で発表された2013-2018年の日仏間協力のためのロードマップに引き続く本計画は、アフリカ大陸に関する日仏協力の全ての面を扱い、数年にわたる展望をもって、それらに大きな方針を与えるものである。本計画は、アフリカのパートナー間で緊密な協議をし、彼らが表明する期待に配慮しつつ、大陸の開発を支援していくことを提案している。

本計画は、次の三つの目標を目指している。

目標1. アフリカの持続可能な開発のために協力する

(1) アフリカの都市はめざましい発展を遂げている。前例のない規模の人口及び空間の大変動は、社会、経済、環境及び衛生の機能不全のリスクを減らすという観点から、開発に関するグローバルな重要課題の一つである。同時に、この力強い都市の発展は好機の源泉であり、アフリカ大陸に経済成長をもたらす。前向きな変化として、例えば地域の経済回廊、新たなサービスを求める中産階級及びより良いガバナンスへの要望が高まったことが挙げられる。

このような状況において、新たな課題、特に経済及び人口に関する課題に対処するため、日本及びフランスは、共通関心分野における協力を強化する。

このために両国は、それぞれの能力、専門知識、並びに国際協力機構(JICA)及びフランス開発庁(AFD)の二つの開発機関の極めて良好な関係を基に行動する。両国はまた、アフリカの持続可能な開発のための欧州連合(EU)の活動を考慮に入れながら、両国の努力をEUと協調させ、三者間の協力を益するよう努める。フランスは、本年日本が、国際情勢が変化中、これまでの開発援助政策に代わり、フランスの開発援助政策との補完性を明らかにした新しい開発協力大綱を策定したことに敬意を表す。

(2) 12月にパリで開催する国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)、2016年開催予定の第6回アフリカ開発会議(TICADVI)及び国際的な都市問題の政策アジェンダの策定を目指す

2016年10月の第3回国連人間居住会議(HABITAT III)を踏まえて、両国は、持続可能な都市開発分野における両国の力を結集し、各々の専門知識を連携させる。2014年12月に開始された意見交換に引き続き、両国は、TICADVIまでに、質の高いインフラを促進する都市開発政策の促進及び環境・社会面の尊重、並びに温室効果ガス排出量を抑制する手法の普及に向けて協力する。取組に応じ、関係機関(JICA、国際協力銀行(JBIC)、日本貿易保険(NEXI)及び AFD)、地方自治体、民間セクター又は市民社会の関係者が関与し得る。

(3) 日本及びフランスは、アフリカの包摂的、持続可能、かつ強靱な経済成長に資する環境づくりを支援するため協力を強化する。両国は、民間のリソースも活用し、パートナー国の開発戦略に沿ってこれらの国の優先事項を前面に出し、質の高いインフラに関するものを含む三者間の取組を行う。両国は、ビジネス発展に適した持続可能な環境を構築するために、環境・社会条件の遵守及び職業訓練分野における行動を推し進める。

(4) 持続可能な開発についての課題に対処するため、宇宙開発利用の進展が求められている。両国は、アフリカ及び東南アジアにおける持続的開発に資する宇宙開発利用の役割を高めるために、宇宙航空研究開発機構(JAXA)とフランス国立宇宙研究センター(CNES)の協力のあり方について検討する。

(5) 日本及びフランスは、アフリカにおける日仏の企業間の商業及び投資に関するプロジェクトやパートナーシップを促進する。両国は、特に、持続可能な都市の分野で不可欠な質の高いインフラ開発に貢献し得る取組を重視していく。

(6) 両国は、日本貿易振興機構(JETRO)とビジネス・フランスとの間の協力覚書などに基づき、アフリカにおける共同プロジェクトの推進のための協調を重視しつつ、アフリカ大陸で活動する両国の全経済関係者間の対話の強化を支援する。

(7) 日本及びフランスは、既にアフリカで活動している両国機関の連携を促すとともに、アフリカ大陸で既に進行中の両国それぞれのプロジェクトを基にした協調についての新たな方向性を確認しつつ、農業分野及び気候に関するリスク管理の分野で協力を発展させることを検討し得る。

(8) 両国は、例えば、日本側は ABE イニシアティブや技術協力プログラムの取組、フランス側は成長のためのアフリカ・フランス財団や、青少年のためのフランス対外政策、又はアフリカにおける企業家プログラムを足がかりとして、教育と職業訓練の分野でそれぞれの取組を継続する。

(9) 日本及びフランスは、次のようなアフリカの社会問題に共に取り組む。

- アフリカ諸国での青少年の地位:フランスが行動戦略を策定し、現在、ヨーロッパのパートナーらを動員しているテーマ
- 日本が推進している「ウィメンミクス」に呼応する、政治、経済及び社会分野への女性参加の支援

(10) 日本及びフランスは、アフリカでの文化的な協力を強化し、日仏の文化及び言語の普及に取り組む。両国は、特に2020年東京オリンピックのための日本におけるボランティアの教育を通じ、オリンピック言語としてのフランス語普及のための協力の推進を検討する。

(11) 両国は、各連盟間のパートナーシップを通して、アフリカでのスポーツに関する日仏の協力発展を奨励する。

## 目標2. アフリカでの保健分野の協力を強化する

(1) 日本及びフランスは、アフリカにおける保健及び研究分野を含む感染症対策分野における協力を強化する。エボラ出血熱対策や世界エイズ・結核・マalaria対策基金(グローバルファンド)における協力の例に倣い、両国は、新技術による解決策を奨励しながら、国際場裡も含めてアフリカにおける保健システムの向上に向けてパートナーシップを強化していくことで一致した。

(2) 日本及びフランスは、国際保健規則(2005)の精神にのっとり、監視、対応及び新興・再興感染症対策の分野において、感染症対策に関する交流を緊密にする。

(3) 日本及びフランスは、特にフランス国立保健医療研究所(INSERM)の日本製の抗ウイルス薬ファビピラビルに関する研究のような、研究分野での協力を継続する。エボラ出血熱治療実施に向け、ギニアでの最初の臨床試験によって開始されたこのような協力を継続するため、9月18日、INSERMと聖路加国際大学の間で、新たな取決めが署名されたところである。

(4) アフリカにおける保健、感染症及び顧みられない熱帯病に関する研究における日仏協力は、強化され得る。日本医療研究開発機構(AMED)とINSERM及びフランス国立研究機構(ANR)は、特にアフリカにおける顧みられない熱帯病等の疾病対策のため、医療分野の研究開発に係る包括的な協力の可能性を検討する。また、感染症については、JICA、AFD、パスツール研究所及び同研究所の国際的ネットワークなど、アフリカで既に取組を行っている両国の関係機関が協働することを検討していく。

(5) 日本及びフランスは、エボラ・ウイルス対策の中で得られた経験や専門知識を共有し、保健分野の人材育成や地域におけるサーベイランス機能の強化のため引き続き協力していく。

(6) 日本及びフランスは、保健医療サービスのアクセスの格差を是正し、全ての人々が基礎的な保健医療を負担可能な費用で受けられることを目指して、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)を推進する。

## 目標3. アフリカ大陸での安全強化に共同で取り組む

(1) アフリカの安全は日本及びフランスを含む国際社会全体に益することから、両国は、この目的のために努力を結集することで一致した。

(2) かかる観点から、フランスとの連携及び日本による多大なる貢献の下、2014年12月15、16日に初めて開催され、2015年11月9、10日に再び開催が予定されている「アフリカの平和と安全に関するダカール国際フォーラム」は、経済と大学の分野を含む幅広い関係者と共に地域の治安問題について意見交換を行うための追加的機会となっている。

(3) 日本及びフランスは、アフリカ自身が当事者意識を持った形でのアフリカの安全に係る課題に対する危機管理への協力を含め、平和と安全に関するEUと日本との間のアフリカにおけるより緊密な協力を促進する。日本及びフランスは、アフリカにおける共通安全保障・防衛政策(CSDP)ミッションに関する協力の可能性について模索する。

(4) アフリカの平和維持能力の強化: 両国は、大陸の成長、開発、平和及び安定といった諸課題に対するアフリカ連合(AU)及びアフリカ地域経済共同体(RECs)を始めとするアフリカ自身の主体性の重要性について一致しており、アフリカ諸国による安全の取組を支持することを再確認する。

その一環として両国は、アフリカ平和安全保障アーキテクチャーの強化を支援するため、両国とEU及び国連が支援する平和維持と海上の安全保障のための地域訓練施設への支援による平和維持活動の訓練と設備の提供を通じた、アフリカの能力強化を引き続き促進する。

(5) サヘル地域の治安改善: 両国は、サヘル地域の治安改善に向け、サヘル地域各国における警察・司法分野での能力強化支援の協力を検討しつつ、サヘル地域国境地帯の統合管理の向上を目的としたプロジェクトへの両国の支援の意思を再確認する。フランスの優先連帯基金(FSP)による「サヘル越境協力援助プログラム(ACTS)」は、国連及びパートナー諸国が支持している試験的プロジェクトであり、ブルキナファソ、ニジェール及びマリ間の国境地帯を対象とし、治安及び司法の様々な関係者間の協力強化及び地方自治体への支援による地域的発展の推進によって、サハラ・サヘル地域の治安問題(テロリズム、密売及び組織犯罪)への対処を図るものであるところ、両国は、同プロジェクトに関し、引き続き意見交換を行っていく。

(6) ギニア湾の海上安全保障: 日本の無償資金協力により機材整備されたアビジャンの域内海洋科学技術学校(ARSTM)と本年アビジャンにおいてギニア湾の海上安全保障に関する種々の運営機関の管理職向け研修を実施するために始動した地域間海上保安高等教育機関(ISMI)との間で相乗効果を目指す。両国は、G7++ギニア湾フレンズ・グループ(G7++FOGG)を通じ、ギニア湾の海上安全保障向上に向けたパートナーシップを深める。

(7) 紛争後のコミュニティ支援: 紛争後のコミュニティ支援の分野で、日本及びフランスは、協力の可能性を特定するよう努める。

(8) 両国の領事に関わる在外自国民の安全確保: 両国は、アフリカ大陸での両国の在外自国民の安全の向上のために努力を結集する。

(9) 情報交換: 両国は、アフリカの特に危険地帯における安全保障問題についての情報交換を継続する。2016年1月に予定されるフランス共和国防衛省主催の日仏セミナーのような、アフリカに派遣された防衛駐在官間の情報交換を促進する。